室　鼻　公　園　海　水　プ　ー　ル　管　理　及　び　使　用　規　程

（目　的）

第１条　この規程は、室鼻公園海水プール（付属設備を含む）の管理及び使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理人）

第２条　管理人は、町長が委嘱する者をもってあてる。

（プール監視員）

第３条　町長は、プール利用者の事故防止を図るため、必要に応じて監視員を置くものとする。

（プール使用の期間及び時間）

第４条　プール使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

但し、町長が必要と認めるときは、変更することができる。

（１）　期間　７月１日から８月３１日まで

（２）　時間　開門　午前９時３０分

閉門　午後６時００分

（使用者遵守義務）

第５条　小学生就学前の幼児がプールを使用する場合は、必ず保護者、又はこれに代わるものが同伴で利用しなければならない。

２　小学生以上の者が使用する場合であっても、極力上級生が引率するなどして、使用者自ら事故防止に努めなければならない。

３　プールは、常に清潔を保持し、管理人、又は、監視員の指示に従うこと。

（管理人の業務）

第６条　管理人は、第４条に定める期間について、次の業務を行うものとする。

（１）公園（施設、設備一切を含む)、海岸の管理、巡視及び清掃業務

（２）公園利用者に対する、遵守業務の周知徹底

（３）監視員の指導監督

（４）その他公園の管理運営に必要な業務

（監視員の業務）

第７条　監視員は、次の業務を行うものとする。

（１）プール利用者の事故防止を図るための指導、監視

（２）事故に際しての救助活動と応急手当

（３）その他管理人の指示に従い、公園施設の清掃業務

（管理人及び監視員の執務時間）

第８条　管理人及び監視員の執務時間は、プール開設期間中、毎日午前９時から午後６時３０分までとする。

但し、監視員は、管理人の指示に従い執務日時を変更することができる。

（使用料）

第９条　公園内の施設、設備（研修施設を除く）の使用料は、条例第１０条に定めるもののほか次のとおり徴収するものとする。但し、町長が相当の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（１）　テント設置　　１張　２００円／日

（但し、大きいもの　　１張　３００円／日）

（２）　更衣ロッカー　　１００円／回

（３）　町内の学校教育、社会教育関係団体並びに社会福祉関係団体が主催する事業（支部単位の事業を除く）については減免するものとする。但し、海水プール及びテント設置のみとする。

２　使用料の減免を受けようとする者は、使用しようとする日の５日前までに減免申請書（様式第１号）を提出し、町長の許可を得なければならない。

３　町長は、前項の申請書を審査し、支障がないと認めたときは、許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（特別の設備等）

第１０条　プール内に特別な設備又は備え付け以外の器具の設置又は、投入しようとするときは、管理人の許可を受けなければならない。

（諸帳簿の備え付け）

第１１条　管理室に、次の帳簿を備え付け、管理人はその都度記入し、整理するものとする。

（１）出勤簿
（２）日　誌
（３）その他管理運営に必要な諸帳簿

（報告等）
第１２条　管理人は、主管課担当職員の指示に従い、定期的に施設の使用状況及び管理状況等を報告するものとする。

第１３条　管理人は、プール使用中その他公園内に事故が発生した場合は、ただちに主管課長に報告すると共に、関係機関へ連絡するなど、適切な処置を講じるものとする。

（補　則）
第１４条　この規程によるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この規程は、平成２年７月１日から施行する。